

専有部分の家屋番号	480-21-1 ~ 480-21-29		
表 題 部	(一棟の建物の表示)	調製	平成11年7月8日
所 在	世田谷区太子堂四丁目 480番地21	所在図番号	余 白
① 構 造	② 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1階	132.30	余 白
	2階	132.30	
	3階	132.30	
	4階	75.06	
余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年7月8日

表 題 部	(専有部分の建物の表示)	不動産番号	0109000207684
家屋番号	太子堂四丁目 480番21の17	余 白	
建物の名称	102	余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²
住宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分	14.00
余 白	余 白	余 白	昭和56年11月30日新築
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年7月8日

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成9年12月24日 第62956号	原因 平成9年12月24日売買 所有者 足立区中央本町二丁目24番1-10 3号 六 角 幸 広 順位8番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
2	所有権移転	平成22年8月26日 第52743号	原因 平成22年8月26日売買 所有者 中野区中央五丁目3番11-405号 鈴 木 め ぐ み
3	所有権移転	令和8年5月13日 第23198号	原因 令和8年5月13日売買 所有者 東京都千代田区神田駿河台二丁目1番 19号 株式会社スプレンドキャピタル 会社法人等番号 0100-01-1604 30
4	所有権移転	令和8年7月24日 第36033号	原因 令和8年7月24日売買 所有者 台湾彰化県芬園郷社口村003鄰彰南

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K89625 (1 / 1)

1 / 2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			路四段108巷12號 藍鼎傑 (LAN TINGCHIEH) 国内連絡先 東京都千代田区神田三崎町二丁目 13番5号 株式会社智コーポレーション 会社法人等番号 0400-01-0979 97

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成9年12月24日 第62957号	原因 平成9年12月16日金銭消費貸借平成 9年12月24日設定 債権額 金990万円 利息 年3・5% 損害金 年18・25% 年365日日割計算 債務者 足立区中央本町二丁目24番1-10 3号 六角 幸 広 抵当権者 中央区銀座六丁目2番1号 株式会社ダイエーオーエムシー 共同担保 目録(ハ)第4238号 順位16番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日
2	1番抵当権抹消	平成22年8月26日 第52742号	原因 平成22年8月26日解除
3	抵当権設定	平成22年8月26日 第52745号	原因 平成22年8月26日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金830万円 利息 年4・3% 損害金 年14・0% (年365日日割計算) 債務者 中野区中央五丁目3番11-405号 鈴木 めぐみ 抵当権者 中央区八重洲二丁目2番1号 ライフ住宅ローン株式会社 共同担保 目録(ハ)第1695号
4	3番抵当権抹消	令和8年5月13日 第23197号	原因 令和8年2月27日弁済



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和8年8月18日

東京法務局渋谷出張所

登記官

神 山 智

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K89625 (1 / 1)

2 / 2

